

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 5 | 後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療制度に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収・還付に関する事務</p> <p>【後期高齢者医療保険に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 後期高齢システム(市区町村システム)、中間サーバー、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 後期高齢システムファイル、後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 (情報提供ネットワークを介さない紙媒体による情報照会・提供)</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>[情報照会事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2</p> <p>[情報提供事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の83の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|--|
| ①部署 | 市民保健部 市民課 |
| ②所属長の役職名 | 市民課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 高山市市民保健部市民課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 高山市市民保健部市民課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------|---|---|------|---|
| 平成30年1月5日 | I-7 請求先 | 高山市市民保健部市民課管理グループ | 高山市市民保健部市民課 | 事後 | 組織編成変更後の提出による |
| 平成30年1月5日 | I-8 連絡先 | 高山市市民保健部市民課管理グループ | 高山市市民保健部市民課 | 事後 | 組織編成変更後の提出による |
| 平成30年1月5日 | II-1 いつの時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | 平成29年10月31日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 平成30年1月5日 | II-2 いつの時点の計数か | 平成27年4月1日 時点 | 平成29年10月31日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 平成31年1月8日 | I-5-② 所属長 | 市民課長 田中 一美 | 市民課長 | 事後 | 組織編制後の変更提出による |
| 平成31年1月8日 | II-1 いつの時点の計数か | 平成29年10月31日 時点 | 平成30年11月30日 時点 | 事前 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 平成31年1月8日 | II-2 いつの時点の計数か | 平成29年10月31日 時点 | 平成30年11月30日 時点 | 事前 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 平成31年1月8日 | IVリスク対策 | | (項目追加による記載) | 事後 | 特定個人情報保護評価書の見直しによる |
| 令和2年1月28日 | I-1-① 事務の名称 | 後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書 | 後期高齢者医療制度に関する事務 | 事後 | 事務の名称の訂正 |
| 令和2年1月28日 | I-1-② 事務の概要 | <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>【後期高齢者医療保険に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p> | <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <p>① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収に関する事務</p> | 事後 | <p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報照会が行わないため、当該業務を削除</p> <p>その他、軽微な表現の修正</p> |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------|--|---|------|---|
| 令和2年1月28日 | I-4-② 法令上の根拠 | <p>[情報照会事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の80、81、82の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条</p> <p>[情報提供事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし</p> | <p>[情報照会事務]</p> <p>情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない。</p> <p>[情報提供事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の83の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし</p> | 事前 | <p>情報提供ネットワークシステムによる情報連携での情報照会 は行わないため、法令上の根拠を削除</p> <p>厚生労働大臣又は共済組合等から情報照会を受ける可能性があるため、情報提供業務に別表第二の83の項を追加</p> |
| 令和2年1月28日 | II-1 いつの時点の計数か | 平成30年10月31日 時点 | 令和2年1月1日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和2年1月28日 | II-2 いつの時点の計数か | 平成30年10月31日 時点 | 令和2年1月1日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和3年3月15日 | II-1 いつの時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 | 令和3年1月1日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和3年3月15日 | II-2 いつの時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 | 令和3年1月1日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和4年1月27日 | I-3 個人番号の利用 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p> | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の59の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 (情報提供ネットワークを介さない紙媒体による情報照会・提供)</p> | 事後 | <p>情報提供ネットワークを介さない情報照会事務について、当該条項を追加</p> |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------|--|--|------|------------------------------------|
| 令和4年1月27日 | I-4-② 法令上の根拠 | [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし | [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の83の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし | 事前 | 番号利用法19条について、新たに1号追加となったことにより条項を修正 |
| 令和4年1月27日 | II-1 いつの時点の計数か | 令和3年1月1日 時点 | 令和4年1月1日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和4年1月27日 | II-2 いつの時点の計数か | 令和3年1月1日 時点 | 令和4年1月1日 時点 | 事後 | 計数時点を最新のものに更新 |
| 令和4年12月12日 | I-1-② 事務の概要 | 高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収に関する事務 | 高齢者の医療の確保に関する法律及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る申請等の受理、審査又は応答に関する事務 ② 被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③ 後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④ 一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 一時差止めに関する事務 ⑥ 保険料の賦課・徴収・還付に関する事務 【後期高齢者医療保険に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。 | 事後 | 公金受取口座情報の利用開始に伴い、内容修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------|---|--|------|---------------------------|
| 令和4年12月12日 | I-4-② 法令上の根拠 | [情報照会事務] 情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない。 | [情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の82の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 | 事後 | 公金受取口座情報の利用開 始に伴い、内容修正 |